

中小企業者等又は中小連結法人が取得した機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表（措法42の6①、68の11①、旧措法42の6①、68の11①）

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
	・	・		()

特別償却の付表（二） 平十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

事業の種類	1			
(機械・装置の耐用年数表の番号) 対象資産の種類等	2	()	()	()
対象資産の名称	3			
設置した工場、事業所等の名称	4			
取得等年月日	5	平・	平・	平・
事業の用に供した年月日	6	平・	平・	平・
購入先	7			
取得価額	8		円	円
基準取得価額割合	9	$\frac{75 \text{又は} 100}{100}$	$\frac{75 \text{又は} 100}{100}$	$\frac{75 \text{又は} 100}{100}$
基準取得価額 (8) × (9)	10		円	円
特別償却率	11	$\frac{30}{100}$	$\frac{30}{100}$	$\frac{30}{100}$
特別償却限度額 (10) × (11)	12		円	円
償却・準備金方式の区分	13	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
適用要件等 当期における特定の器具及び備品の取得価額の合計額	14		円	円
その他参考となる事項	15			

中小企業者又は中小連結法人の判定

発行済株式の総数又は出資金額	16		大株	順位	大規模法人名	株式数又は出資金額
常時使用する従業員の数	17	人	規	1	22	
大数模法の保有割合	18	%	式		23	
第1順位の株式数又は出資金額 (22)	19	%	模		24	
保有割合 $\frac{(18)}{(16)}$	20	%	数		25	
大規模法人合計の株式数又は出資金額 (26)	21	%	の		26	
保有割合 $\frac{(20)}{(16)}$			明	計		
			保	(22) + (23) + (24) + (25)		
			有			
			す			
			る			

特別償却の付表（二）の記載の仕方

1 この付表（二）は、青色申告法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第42条の6第1項《中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却》若しくは平成16年改正前の措置法（以下「平成16年旧措置法」といいます。）第42条の6第1項《中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が措置法第68条の11第1項《中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却》若しくは平成16年旧措置法第68条の16第1項《中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、特定機械装置等の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。

2 この付表（二）は、まず、(16)欄から(26)欄までの各欄を記載し、次いで、(1)欄から(15)欄までの各欄を記載します。

3 「事業の種類1」には、対象資産を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載します。

4 「対象資産の種類等2」には、耐用年数省令別表に基づき、対象資産の種類、構造、細目等を記載します。また、その対象資産が機械及び装置である場合には、()内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。

なお、租税特別措置法施行規則（以下「措置法規則」といいます。）第20条の2の2第1項各号に掲げる器具及び備品については、法人税法施行令第133条《少額の減価償却資産の取得価額の損金算入》又は第133条の2第1項《一括償却資産の損金算入》の規定の適用を受けるものを除きます。

5 「取得等年月日5」及び「事業の用に供した年月日6」のいずれもが平成10年6月1日から平成18年3月31日までの間にある場合に限りこの特別償却の適用がありますので、注意してください。

6 「取得価額8」には、対象資産の取得価額を記載します。

ただし、その対象資産につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を引当金勘定に繰り入れる方法又は積立金勘定に積み立てる方法により経理しているときは、その繰入額又は積立額（繰入限度超過額又は積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。

なお、次の減価償却資産にあつては、その区分に応じ、それぞれ次のものは、この制度の適用はありませんので注意してください。

(1) 機械及び装置で1台又は1基の取得価額…160万円未満

(2) 平成16年4月1日以後に取得等をした一定の器具及び備品で1台若しくは1基の取得価額又は措置法規則第20条の2の2第1項各号ごとの器具及び備品の取得価額の合計額…120万円未満

(3) 平成16年3月31日以前に取得等をした一定の器具及び備品で1台若しくは1基の取得価額又は平成16年改正前の租税特別措置法施行規則第20条の2の2第1項各号ごとの器具及び備品の取得価額の合計額…100万円未満

7 「基準取得価額割合9」の分子は、対象資産が措置法第42条の6第1項第3号に規定する船舶である場合には「75」を○で囲み、それ以外の場合には「100」を○で囲みます。

8 「償却・準備金方式の区分13」は、その対象資産につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

9 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。

(1) 「当期における特定の器具及び備品の取得価額の合計額14」には、対象資産が措置法規則第20条の2の2第1項各号に掲げる器具及び備品である場合に、当期において新たに取得等をして指定事業の用に供した当該各号ごとの器具及び備品の取得価額の合計額を記載します。

(2) 「その他参考となる事項15」には、その資産が対象資産に該当する旨等参考となる事項を記載してください。

10 「中小企業者又は中小連結法人の判定」の各欄は、その特定機械装置等を事業の用に供した日の現況により法人の発行済株式等の状況（その法人が連結子法人である場合には、連結親法人の発行済株式等の状況）を記載するほか、次によります。

(1) 「保有割合19」が50%以上となる場合又は「保有割合21」が3分の2（66.666%）以上となる場合には、措置法第42条の6第1項（又は第68条の11第1項）の規定の適用はありませんから注意してください。

(2) 「大規模法人の保有する株式数等の明細22～25」の各欄は、その法人の株主等のうち大規模法人（資本又は出資の金額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）について、その所有する株式数又は出資金額の最も多いものから順次記載します。

(3) 連結親法人が中小連結法人に該当する場合であっても、資本又は出資の金額が1億円を超える連結子法人については、措置法第68条の11第1項の規定の適用はありませんから注意してください。